

論点に対する回答

分 野	地方公共団体のデジタル化
省 庁 名	消防庁
論 点	<p>「消防法に基づく手続」分野における手続のデジタル化について、以下の点を御説明願います。</p> <p>① 消防庁において検討しているデジタル化の概要（対象手続、スケジュールなどを含む）を御説明願います。その際には、概算要求の内容についても御説明ください（手続の業務やデータの流れが分かるポンチ絵の添付をお願いします）。</p> <p>なお、経済団体からの要望では、電子化を求める具体的な手続として、消防用設備の着工届・設置届、防火・防災管理者の選任届、防火・防災対象物の点検報告、消防計画の作成届など幅広い手続があげられています。また、申請だけではなく、防火・防災管理者や消防設備士、危険物取扱従事者の講習のオンライン化も含まれています。</p> <p>② デジタル化に当たっては、最新のデジタル技術を前提に、事業者等の意見も踏まえ、制度の趣旨に立ち返っての制度及び業務の見直しを徹底することが求められるが、こうした BPR の観点から想定される課題、及び、それらを検討するための体制等について、御説明ください。その際には、少なくとも、添付書類の削減（バックオフィス連携による削減を含む。）について言及願います。</p> <p>③ 利用者目線で使い勝手の良いシステムとする観点からは、以下のような取組が不可欠と考えられます。それぞれの取組について、消防庁の方針を御説明ください。</p> <p>ア：エンドツーエンドでのデジタル化を図るとともに、相互に関連性のある複数の手続について、一つのオンラインシステムとして構築する等の措置が必要である。検討中のデジタル化が、こうした要請にこたえるものとなっているか。</p>

イ：現時点で把握している事業者や地方公共団体等の要望はあるか。また、今後、利用者のニーズ等を把握するために、事業者や地方公共団体等の意見をどのように聴取していくことを予定しているか。

ウ：地方公共団体と事業者との間のインターフェイス（申請項目、様式、形式面での指導内容等）の標準化を進める必要がある。

- ・地方独自の運用（申請項目、様式、添付書類等）等現時点で消防庁において把握している課題
- ・今後の標準化の取組の予定（地方独自の運用をどのように把握し、どのように標準化を進めていくか）

について御説明ください。

エ：G ビズ ID の導入など使い勝手の良い認証の仕組の導入、外部連携機能（API）の整備等を推進すべきと考えるが、検討状況はいかがか。

④ その他、想定される課題があれば、御説明ください。

【回 答】

① 消防庁では既に新型コロナウイルス感染症への対策として、申請・届出時の押印省略やオンライン申請（電子メール等）での申請受付について、運用上可能とする通知を本年5月に各消防本部に発出していますが、今年中に、申請・届出時の押印を廃止する制度改正（省令・告示改正）を行うとともに、全ての消防法令の申請・届出について、オンライン申請（電子メール）を認めることとしています（現在、省令・告示改正のパブリックコメントを実施中）。

さらに、事業者及び消防本部の便宜を図る観点から、申請・届出の多い火災予防分野の手続きを中心に、市町村共通の電子申請基盤であるマイナポータル・ぴったりサービスを用いた申請・届出の仕組みを導入するための検討を開始しており、令和3年度より順次開始する予定です。（論点①に経済団体からの要望として列記されている手続きは全て対象手続きに含ん

でいます。なお、令和3年度概算要求に関連経費0.8億円を盛り込んでいます。)

講習のオンライン化についても、受講者の多い危険物取扱者について、年内を目途にオンライン化を試行的に実施する予定です。この結果を踏まえてオンライン講習の課題を洗い出し、本格導入及び防火・防災管理者や消防設備士への横展開に向けた検討を行っていきます。

- ② マイナポータル・ぴったりサービスを用いた申請・届出の導入に向けて、現在、各消防本部における対象事務候補の事務フロー調査や、既存システムの構成等を調査しています。今後、事務フローの見直しや申請様式の改正・添付書類の削減を行い、事業者の利便性の向上と消防本部の事務作業の軽減につながるように取り組むこととしています。

こうした取組の実施に向け、申請・届出を行う事業者、申請・届出を処理する消防本部、学識経験者等で構成する検討会を開催し、事業者及び現場の消防本部のニーズを丁寧に聞き取りながら検討を行っていく予定です。

③ア

マイナポータル・ぴったりサービスを用いることで、申請・届出者から消防本部までのエンドツーエンドでのデジタル化につなげるとともに、関連する複数の手続についても全てぴったりサービス上で受付を行う方向で検討することとしています。

③イ

現時点で把握している事業者からの要望は、本年4月に規制改革推進室より経済4団体へ照会した「コロナ感染症対応としての規制・制度の見直し要望について（依頼）」により提出された要望や、本年10月の経団連要望「改訂 Society 5.0 の実現に向けた規制・制度改革に関する提言」等です。

地方公共団体（消防本部）の要望については、全国消防長会において現在調査を行っています。

また、②で記載したとおり、検討会において事業者・消防本部双方の参画を経て、それぞれのニーズ等を聞きながら検討を進めることとしています。

③ウ

経済団体からご要望いただいている手続を始め、消防法令に定める手続は基本的なものは省令・告示により様式が定められています。これらの様式については、ぴったりサービスに対応し、各消防本部がそれを利用することで、インターフェイスの標準化を進めることとしています。

また、省令・告示に定める様式とは別に、地域の実情に応じ条例等で定められている申請・届出に係る様式がありますが、これらについても各消防本部に対しぴったりサービスの活用を促してまいります。

③エ

消防法令の申請・届出等は、防火・防災の観点から法令により義務づけられているもので、その内容は関係者以外が容易に知り得ない情報からなり、他者がなりすますメリットがないものと考えられること、仮に虚偽の記述やなりすましがあっても、最終的には消防本部等による立入検査などにより、是正されることが可能と考えられます。そのため、電子申請等を実施する際の特別な認証は、現時点では予定していません。

また API の整備については、現在、内閣官房番号制度推進室においてぴったりサービス申請 API の仕様の公開に向けた準備を進めているところと伺っており、連携して参ります。

④ 消防本部は全国に 726 本部あり、職員数やシステム化の状況、申請等の処理件数も様々です。それぞれの状況に応じ、電子申請に対応できるようにするため、柔軟性のあるシステムの設計や地方公共団体への財政面を含めた支援が課題と考えています。